

譲受物品保税地域搬入調書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税等の臨時特例に関する法律第 12 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり譲受物品を保税地域に入れたので、この調書を作る。

令和 年 月 日

税 関
税関職員

⑨

記

1. 搬入物品名及びその数量
2. 搬入した保税地域
3. 搬 入 月 日
4. 搬 入 義 務 者

(規格 A4)